－平成21年８月19日－

島牧村議会広報　第129号　平成21年10月

かりば

主な内容

第３回村議会定例会	
行政報告 ……	2-4
審議した議案 ……	4-5
一般質問 ……	5-16
意見書の提出 ……	16
第３回村議会臨時会	17
第４回村議会臨時会	17-18
改選後の議会構成 ……	18-19

村議会 第3回 定例会

平成21年第３回村議会定例会は９月１日に招集され、会期を９月２日までの２日間と決めた後、議長の諸般報告と村長の行政報告があり、４人の議員が村政に対する一般質問を行い、報告１件、発議１件、議案６件、意見案２件、閉会中の継続調査をそれぞれ原案どおり可決して同日、９月１日閉会しました。

行政報告

藤澤 克 村長

第一栄浜地区飲料水供給施設

第一栄浜地区飲料水供給施設におけるクリプトスポリジウムの混入についてであります。

本件につきましては、８月５日開催の議員協議会において第一栄浜地区飲料水供給施設の水質検査の結果、原水及び浄水よりクリプトスポリジウムが検出された旨を報告いたしましたが、その後の対処及び現在の状況についてご報告いたします。

８月５日、第一栄浜地区飲料水供給施設からの給水を停止し、別途ポリタンクにて飲料水を各戸に配備するとともに、17時より第一栄浜地区会館において住民説明会を開催し浄水よりクリプトスポリジウムが検出された旨を報告し、注意点及び今後の対応等の説明を行い、同時に出席者本人及び家族の健康状態の聞き取りを実施し、終了後に欠席者宅を訪問し状況の説明及び健康聞き取りを実施した結果、全員異常のないことを確認しております。

また、緊急対策として、８月10日より、ユニット式膜濾過装置の仮設及び、配水池、ポンプ室、配管等の洗浄を実施し、作業終了後の13日早朝に浄水を採取し、北海道立衛生研究所にて水質検査を実施しましたところ、14日16時20分倶知安保健所より飲用しても良いとの連絡を受けましたので、即刻、地域住民にその旨の報告と給水を開始いたしましたが、地域住民の皆様方に大変ご不便をお懸けしたことを心よりお詫び申し上げます。

また、８月５日同地区より出荷されました、剥きウニにつきましては、既に島牧漁業協同組合で生産者より買い取りしておりましたが、出荷停止の措置を執っていただきましたので、その金額につきましては、村が島牧漁業協同組合に損害賠償として支払うこととしております。

この他、今回の仮応急対策に係る経費等を合せますと、約３００万円となる見込みでありますが、これらにつきましては、次期開催予定の村議会に補正予算の提出を行いたいと考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。

なお、施設の改修工法につきましては、倶知安保健所と協議したところ世帯数・人口を考慮すると取水口の改修が有効手段であるとの指導も受けておりますので、旧取水口を含めて調査を行い、早期に工法を確定し改修工事に取りかかる所存でおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

△飲料水をポリタンクで各戸に給水

被害が発生いたしました。

千走川右岸、千走温泉付近の雨量観測所の午前7時段階の累加雨量は78ミリ程でありますが、狩場山系（今金町側奥ペタヌ観測所）では１５８ミリ程の累加雨量を記録しており、豪雨による被害であったものと推定している次第であります。

林道賀老線の大雨被害と復旧工事

８月24日開催の議員協議会において概要説明申し上げましたが、８月21日未明からの大雨により、林道賀老線の舗装終点部の先１．０キロメートル付近から狩場山新登山口までの凡そ３．０キロメートル間において、雨水が林道路面上を流下したことによる路盤洗掘並びに表層砂利の流出

被害の状況についてでありますが、路面を流下した雨水により路盤が最大50センチ程洗掘されている箇所があるほか、表層の砂利が大量に流出しており、車両の通行が困難な状況となりましたので、車両通行止めの措置をとったところであります。

対応策につきましては、洗掘部の埋め戻しと側溝と横断管渠の清掃などとなりますが、同林道は登山や紅葉・ブナ林散策に欠かすことの出来ない唯一のアクセス路となります林道であり、秋の山岳観光シーズンを迎え、一日も早い現状復旧による通行止め解除が求められるところであり、復旧経費に係る予算補正前ではありましたが、緊急対応として、総額２１６万３千円ほどをかけて復旧工事を実施させていただきましたので、特段のご理解を賜りたいと存じます。

なお、復旧工事に係わります経費につきましては、本定例会に補正予算を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

△８月21日未明からの大雨により、路盤材の砂利が流出し深く掘れてしまった林道賀老線（賀老の滝付近から狩場山登山口までの間）

安心・安全の村づくりシステム構築事業

島牧村安心・安全の村づくりシステム構築事業の採択状況についてであります。

この事業は、昨年度、整備いたしました光ネットワーク網の活用方法として、海岸や漁港の天候・波等の情報映像を放送し防災・産業・観光等への活用を図ることや、特別に支援を必要とする高齢者宅と福祉センターをＩＰテレビ電話で結び、対面しながらの会話による安否・健康確認等、よりきめ細やかな高齢者福祉サービスの充実を図る計画であります。

これらのシステム構築に係ります経費の全額につきまして、国が本年度補正予算にお

いて進めております地域活性化対策事業の中の、地域ＩＣＴ利活用推進交付金事業として、事業計画を総務省へ申請中でありましたが、８月28日段階（内内示）での情報によりますと、島牧村が提案・申請いたしました事業計画につきましては、「残念ながら事業評価委員会で審査の結果、採択については厳しい状況となっている」旨の連絡がありましたことから、詳しい情報を収集し、今後の対応について検討して参りたいと考えている次第であります。

携帯電話基地局の設置

本村の携帯電話の不感エリアとして現在３地区（千走温泉地区・宮内地区・第一栄浜地区）が残っておりますが、これら不感エリアの解消に向けて今年度、国が実施いたします格差是正事業の一環として宮内地区・第一栄浜地区の移動通信用鉄塔施設整備について要望しておりましたが、このたび、ＮＴＴドコモが直接事業主体となって実施することとなり、これにより村が財政措置を行う必要がなくなりましたのでご報告申し上げます。

なお、鉄塔の設置場所につきましては、宮内地区は現在、生きがいセンターの建っている敷地内の村有地に、また第一栄浜地区においては、地区会館横の民有地に建設を予定しております。

これによりまして、宮内地区・第一栄浜地区については、ほぼエリア全域において携帯電話の安定利用が可能となります。

定額給付金の支給状況

定額給付金につきましては、４月17日から支給を開始し９月３日予定の第13次支給処理分で対象世帯９３８世帯に対し、支給世帯は９２４世帯で98．５％の支給率となり、支給総額は３，１０５万６千円であります。

定額給付金の申請期限につきましては、９月末までとなっておりますが、未申請世帯の内、死亡された方等を除きますと実質９世帯が未申請となっております。残すところ申請期間は１か月ほどでありますが、村民全員が申請漏れのないよう、引き続き広報活動を行ってまいりたいと存じます。

指定寄付

余市町・鈴木昌裕様より、去る６月23日に、ふれあい交流センター「おあしす」にスリッパ１００足の寄贈をいただいたほか、７月31日には教育振興のため役立ててほしいとのことで、10万円の指定寄附がありましたことから、寄附のご意思に叶うよう「ふるさと創生基金」に積立てさせていただきました。

また、８月３日丸紅株式会社が１００パーセント出資のはまなす風力発電株式会社様より、地域振興に役立ててほしいと、１００万円の指定寄附がありました。

はまなす風力発電株式会社様からの寄附につきましては、平成12年度島牧ウィンドファーム竣工時から、今回で10回目、合計１，０００万円のご寄附をいただいており、深く感謝するとともに、寄附の意思に叶うよう、地域振興基金に積立ていたしまして、今後の地域振興のために有効活用させていただくことに致しましたのでご報告します。

なお、ただいまご報告いたしました寄附２件につきましては、本定例会に補正予算を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

審議した議案

報告

▼株式会社アバローネの経営状況の報告

村出資額が同社資本金総額の２分の１を超えるため、地方自治法の規定により報告。

人事案件

▼教育委員会委員の任命

現委員　目時　要氏（任期平成21年10月14日）の再任命。

◎賛成多数で原案同意

条例改正

▼議会委員会条例の一部改正

議員定数条例の一部改正（定数を１人減じ８人）により、総務社会常任委員会及び産業建設常任委員会の委員定数をそれぞれ６人とした。

◎全員賛成で原案可決

補正予算

▼平成21年度一般会計補正予算（第３号）

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（千走漁港漁船上架施設補修工事、縫製工

場ボイラー等補修工事、小学校グランド整備工事他)、林道賀老線補修工事、道の駅周辺環境整備工事他について補正。1億9，012万9千円追加
（簡易水道事業特別会計繰出金7，010万円を含む）

◎**賛成多数で原案可決**

▼**平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）**

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（元町・原歌地区配水管布設替工事）について補正。

7，010万円追加

◎**全員賛成で原案可決**

その他議案

▼**北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更**

湧別町と上湧別町の合併に伴い、本規約の一部を改正する。

◎**全員賛成で原案可決**

▼**北海道市町村総合事務組合規約の変更**

湧別町と上湧別町の合併に伴い、本規約の一部を改正する。

◎**全員賛成で原案可決**

▼**北海道市町村職員退職手当組合規約の変更**

湧別町と上湧別町の合併に伴い、本規約の一部を改正する。

◎**全員賛成で原案可決**

▼**閉会中の継続調査**

議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。

一般質問

第３回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。
今回の質問者は４名で、その全文をご紹介します。

濱野　勝男　議員
◇火災警報器の配布
◇江ノ島地区の水路改修

長尾　文裕　議員
◇新型インフルエンザ対策

佐藤　伴則　議員
◇教育問題
◇雇用問題

後藤　　諭　議員
◇住宅用火災警報器の助成

火災警報器の配布

濱野　勝男　議員

第一回定例会において「村が一括購入し各戸に配布する」ことで議会の承認を得た訳ですが、いざ蓋を開けてみたら商工会員の業者によって警報器の販売取り付けがなされています。しかも業者によって一個3500円から4800円と価格もまちまち、正に混乱を引き起こして下さいと言わんばかりの対応ではないでしょうか。

又、村内業者以外から購入した商品は補助対象外と言うのも如何なものか、ちなみにPCショップで買えば2個で4600円で売っています、個数が増えることにより報知

エリアが拡大し事故を未然に防ぐことが出来ると思いますし、火災事故から人命を守ることが最大の目的ではなかったかと思いますが、村長の考えをお聞かせ下さい。

藤澤村長

火災警報器の設置についてでありますが、当初は「村が一括購入して各戸に配付する」との考え方でありましたが、島牧商工会より「地域活性化・生活対策臨時交付金の趣旨に則り、地域経済活性化の一助として地元商工業者からの購入方策等を検討願いたい」旨の要請があり、具体的な方策につきまして商工会関係者のご意見なども参考に検討いたしました結果、村民が多様な機種から選択可能で、業者による設置サービスも受けられるなどの利点もありますことから、現在の方式に変更することといたしまして、6月に開催されました定例会で本変更に関する行政報告を行い、その後、住民周知を図り実施しているものでございます。

助成すべき製品については日本消防検定協会のNSマークを表示している製品であれば良いことから、取り扱う製品は指定業者まちまちであり、価格につきましても村が統一するとの事にはなかなかならないと思いますが、上限5千円の助成となれば、少なくとも1個分に関しましては住民の負担は発生しないものと考えているところでございます。

火災警報器の設置につきましては、岩内・寿都地方消防組合火災予防条例で、寝室及び寝室のある階の階段と規定されておりますが、台所や居間なども推奨しており、今回はとりあえず、設置の必要性についての村民理解を得るための呼び水として5千円を上限として助成するとの考え方でございます。

ご質問者のご指摘のように、確かにインターネットで検索した場合、5千円以内で2個以上も購入可能のようでございますが、ご高齢の方にはインターネットでの購入手続きや、また、設置もご自分でとなりますと対応が大変難しいのではないかと思うところでございます。

また、設置の必要な箇所や個数につきましては、各家庭の家族構成等によりまちまちでございますので、1箇所の設置で済む世帯もあれば、数箇所に設置が必要な世帯もあると思いますが、これに関しましては今後継続的に村民周知を図る予定でございますので、何卒ご理解賜りたいと存じます。

濱野議員

村長、私は村内業者から買うのは駄目という話をしているのではないのです。あくまでも当初、なんで振興資金を使うのであれば、村内業者に打ち合わせをした上で提案しなかったのか。このへんは誠に残念でなりません。

それと少なくとも、議会終了後の次の日に商工会からそういった要望を受けたと、それで考え直したと。これは全くお粗末極まりない、後手後手の対応しているなというふうに思うわけでございます。

それと少なくとも、利益誘導型にとられても不思議でないような、そういうような形の中で業者が選択されております。村の指定業者と言いますけれども、村がどういう判断基準の基に、この指定業者を選定したのか。私はたぶん村の指定業者というのは、それは後で付いた話であって、要するに商工会の会員の中でたぶんこれは希望を募り、その上で受益者というものが浮かんできた。それを指定業者としての位置付けというふうに私は理解をしております。

しかも、こういうことを言ってはなんですけれども、少なくともこの指定業者、受益者の中に議員、或いは議員が関与する会社、これらが4業者入っていると。正に利益誘導型と言われても不思議ではないような、そういう業者選択をしているというように私は思うわけでございます。

それは村長が妥当だということで決めたのであれば、これは致し方ない話でございますけれども、少なくとも私、前の議会でも申し上げましたように、議員はこの関係は遠慮すべきだと。そして低所得者、或いは高齢者に、その分を配布してあげるべきだというようなことを申し上げた経緯もございます。

したがってやはり、このへんはちょっと誤った指定業者の選択をしたなというふうに私は思うわけでございます。

そのへんについて答弁を願いたいなというふうに思います。

藤澤村長

当初、一括購入するという考え方で進んだことではございましたが、確かに、現在の方法を当初から取っていれば、そのようなことにもならなかったのかなとは思いますが、いわゆる一括購入方式によって配布していくという考え方のみで、当初考えたところでございます。

また、一括購入すると、通常であれば納入業者が1社というような形になってしまうのかなと。また、そのことによって取り付け等については、今後どうしていくのかという課題等もある中で、商工会のほうから、ぜひこれらのものについては、先ほど申し上げましたとおり事業の趣旨に鑑みて、地域経済活性化の一助となるよう考えて欲しいという要請もありました。

それらのことを受けて、再

度、細やかに商工関係者からご意見を伺って、事業の在り方の再調整を図っていった結果、村が実際にただ配布するだけで設置についてはどうしようか等を考えていた部分については、地元業者であれば設置が可能になる。いわゆるサービスの一環として可能になっていく点、また、購入にあたりましても、村内の販売可能な業者さんから購入していただければ、購入者も身近なところの商工業者さんから購入することが可能になっていくというような利点。

いずれにいたしましても、そうなっていった時に、大よそ1個当たりの単価がどのくらいになっていくのかということにつきましても、当初、各家庭に計画しておりました1個分の購入単価以内で、ほぼ全額助成が可能になっていくというようなこと等々を合わせ、そして商工会への加入業者さんに対して、そういうようなことが逆に可能であるかということを打診いたしましたところ、対応可能であるということを受けまして、今回の方式に切り替えたところでございます。

同じ事業を行うにいたしましても、より効果的な、確かに住民にとって混乱するのではないかというご指摘もございましたが、逆に様々なサービスを受けることも可能になるという利点と考え合わせまして、今回の方式に切り替えたところでございます。

また、後段のご質問の、商工会への加入業者さんの中には当然、議員さんの関係しております商店さん等もございますが、それらにつきましては、あくまでも通常の商業上の問題であり、より住民の皆さんにサービスの向上を図るというようなことで、私は特に問題は無いというような考えの基で、これらの事業者さんにつきまして、最終的には村が指定する業者という形に、対応可能な業者さんに対して、村の指定する業者という形で進めさせていただいたところでございますので、ご理解のほどお願いいたしたいと思います。

△義務付けられた火災警報器の設置

濱野議員

答弁が答弁になっていないなというふうに思うわけでございます。

少なくとも、こういう混乱を招いたということは、方法に問題があったと思うのです。

これは交付金制度を設けたが故に、言ってみれば個々の申請書ですか、こういったものを必要とする。

本来ですと、これだけ高齢者が多い島牧村の中で、そういった方法以前に、あくまでも地元の商工業者の育成ということで考えるのであれば、なんで商工業者の共同一括で購入をしなかったのか。そういうのがどうも作業を難しくしている、そういうことを生んでいるというのが現状なのです。

したがって、この問題は早くから取り沙汰されている問題なので、そういった方法論というのはいくらでもあったはずなのです。言ってみれば、個人のプライバシーの保護にもつながる、そういった形で、村が扱える商工業者を募って、そして商工業者に共同で一括購入させ、それを村が買い取りして配布すると。

その中には取り付け料も含んでいますという条件を付してでも、それは出来る話ではなかったのですか。そういったことの配慮が全く足りない。

それと、もう既に交付金が出るということを前提に、それらの警報器を付けられた方も非常に多くおられるということを聞いております。この予算も、今の価格設定でいったら、けっこうな金額が余るのではないのかなというふうに思うわけです。したがって、早くに他店から買った業者も救済するのが本当ではないですか。少なくとも、公平さを期すとするのであれば、先走って買った方々のためにも、やはり支援はしていくべきではないのかと、私はそう思っております。

ちなみに現在、どの程度の設置率になったのか、そのへんも合わせて答弁願いたいと思います。

藤澤村長

当初の段階で地元業者の共同一括方式というような形の中で、設置サービス込みで村が配布し、共同一括購入による業者の方達に設置をしてもらうというような方法等のやり方があったのではないかというご指摘かと思います。方法といたしまして、そのよう

な考え方までちょっと至らなかったというのは事実ですし、地元業者によります共同一括方式というのも具体的に実施する段階では、どのような方法がいいのかというのは想定していなかったもので、如何とも答えようがないのですが、今後、似たような事例が起きた場合の課題というふうに抑えさせていただきたいと思います。

後段の質問でございますが、既に設置してしまったものに対します対応への配慮、また、現在のこの事業の進捗状況についてでございますが、先に進捗状況については、事業周知して1ヶ月半ほどしか経ってございません。対象世帯数、約745世帯の内、現在228世帯、30％ほどからの申請という状況となってございます。

既に購入してしまった方達への配慮、このへんの考え方につきましては、現方式の未だ実施期間中でありますし、これはあくまでも最初のご質問の時にお話申し上げましたとおり、設置の必要性についての村民理解を得るための呼び水としての対策であること、また、寝室及び寝室のある階の階段に設置する義務付けに対して、その他にも推奨されている設置場所、いわゆる台所や居間等に対しても設置していただけるような方向と、各家庭においては未だ様々な取り付け場所があるのではないかなと考えるところであり、そういった所へ活用していただければというふうに現時点では考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

濱野議員

今、答弁の中で再々質問まできましたけれども、その答弁と実態と掛け離れている状況を業者から聞いております。

今、答弁の中では、取り付け費の問題もあるので村内業者というような話もございましたけれども、取り付けについては、業者さんは村からも商工会からも要望されていないということを聞いております。

それと村と業者の協議の段階でも、村から取り付けについては、話は出来ないというようなことも言われているというようなことも聞かされておりますし、そういったことが答弁とちょっと矛盾する部分もございますので、そのへんだけはきちっと、どれが本当のことなのか、このへんを一つ答えていただきたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても、あまり混乱を招くようなこと、今後もこういった全村民に対する支援等もあろうと思いますけれども、少なくとも何回も言うようですけれども、高齢者世帯の増加が非常に目立っている昨今、やはり簡略した事務手続きの中で、最小限の住民負担というような形で取り組んでいただきたいなということを要望し、なお且つ、今の件について答弁願いたいなというふうに思います。

藤澤村長

取り付けについて、村や商工会等から販売業者さんのほうに要請というか、そういうことを特別、話がなかったというふうに話されている事業者さんがいらっしゃるというのは私も今初めて聞きましたので、実態がどうなっているのか調べたいと思いますけれども、私としてはそういうことがなく最初に申し上げましたとおり、設置等も可能になっていくというふうに捉えていたもので、ご理解賜りたいと思います。

今後、このような事業実施の際には、混乱なく行うべきであるというご指摘に対しましては、混乱を一部招いた事実があるとすれば深く反省するところでございます。今後、類似事業の実施等にあたっては細心の注意を払いながら事業実施していきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

江ノ島地区の水路改修

濱野　勝男　議員

この地区の田んぼは、土質が砂礫で田んぼと水路の間はわずか30センチ位よりありません、その為水路から流水が浸透し水路よりの苗は水口化し一、二本のうねが極端に実入りが悪いそうです。

今までも何度となく改修をお願いしているそうですが、まったく取り上げてもらえないと聞いていますが、前向きに対応する考えをお持ちか、村長の考えをお聞かせ下さい。

藤澤村長

江ノ島地区の水路改修に係る、まず経緯でございますが、「豊平用水路」という名称でございますが、豊平用水路につきましては全長約390メートルございまして、現在4戸の農業者が利用いたしております。平成19年11月に、当該地区の農業者から「水路の流れが悪いので改善して欲しい」旨の要望がありましたことから、翌年に現地を確認しましたところ、水路に土砂が堆積していることと、耕作放棄地区間の水路が腐葉土等で埋まり流れが悪くなっていた上に、農業者も高齢化しており、水路の除草等の管理が大変に

なってきていることなどから、水路の流下条件は更に悪化している状況でございました。

このようなことから、農業者からU型トラフ工法の要望がありましたので、補助制度活用での事業実施を検討いたしましたが、受益者数および耕作面積等の採択要件が満たされず補助事業での実施が難しいことが判明いたしましたため、農業者に事情を説明し、対応策について協議したところ、素掘りでも良いとのことでありましたので、本年4月に「集水桝の嵩上げ」と「水路の素掘り」を実施し、これにより水路の流れが改善したところでございます。

去る7月14日にご質問者より、水路からの浸透水により水路側の稲が2条から3条ほど生育が悪いことから、対応策として水路の改善を要請されましたため、農業者から再度事情聴取いたしましたところ、「昔から浸透水があり、水路をビニールシートで被覆し防水性を高めるなど工夫を重ねていた」とのことでございました。また、8月の成長期を迎えまして、生育状況は概ね回復したようではありますが、なお一部に生育の遅れが目立つ水田も見受けられましたことから、農業者から再度の聞き取り調査を行ったところ、生育の遅れが目立つ水田周辺につきましては、国道を挟んだ山側から地下水が伏流しているため、時期によって冷水が湧き上がってくる地形であったというようなことが判明いたしました。

水稲の生育が悪い部分が地下水の湧き出る場所と一致することなどから推測いたしますと、専門家の意見等も聞きながら判断しなければなりませんが、原因は用水路からの浸透水ではなく、地下水の影響など別の要因であると考えられ、用水路をトラフ化するなど何らかの改修をいたしましても、抜本的な対策にはならないのではないかと思うところでございます。

今年は素掘りを実施したこともあり、先ほども申しましたとおり現在の稲の生育状況をみると幾分回復している様子が見られることから、農業委員会が9月に実施予定しております作況調査時のご意見を聞き、また生育遅れの原因調査と改善策を検討していく考えでありますのでご理解賜りたいと思います。

濱野議員

いずれにしましても、今年は村が春に水路掃除をしたというようなことで、水路が若干深くなったが故に流水が少なくなったと、田んぼに入る水が少なくなったというようなことを聞いてございますけれども、村長もジョギングして良く分かると思いますけれども、少なくとも、うねが水路から3本ぐらい未だに穂が立っていると。本来ですと、もう既にこの部分に実が入って、稲が垂れ下がるというような状況の時期に、未だああいうような状態で2、3本の水路側の稲が立ったままであるというようなことは、確かに冷水の注入水もあるとは思いますけれども、2耕区にあるんですよね、あそこは今現在。その2耕区とも同じような状態だということは、ただ単に冷水が入ってくる流水だけの原因ではないと思いますので、一つこのへんは根本的に改善する、言ってみれば農業の基盤整備でございますから、これは間違いなく、そういった部分で補助がどうあろうとも、やはり単費でも何らかの方法で、農業者の要望に沿った形で整備をしていただきたいと、このことをお願い申し上げます。

藤澤村長

ご質問者も現地を十分にご確認された上でのご質問であり、その後の生育状況も随時見ていられての状況把握だと思います。

私どもも今回のお話がありましてから、特に今年は、7月が非常に成育が悪かった年で、8月に入ってから天候回復の下、根の生育も良くなってきているのかなと思いますが、全国的には本年の道内状況は、どちらかと言うと前年に比べて低いという報道もなされております。

例年9月の中旬頃に、本村の作況調査が行われるところであり、またご指摘の江ノ島地区の水田につきましては、本村作況調査の標準田として活用している場所とも聞いております。

いずれにいたしましても、その折の作況状況、また実質的な収穫時の状況等を再度確認しながら、また専門家の皆さんのご意見等もいただきながら、慎重に検討して参りたいと考えておりますのでご理解の程をお願いいたします。

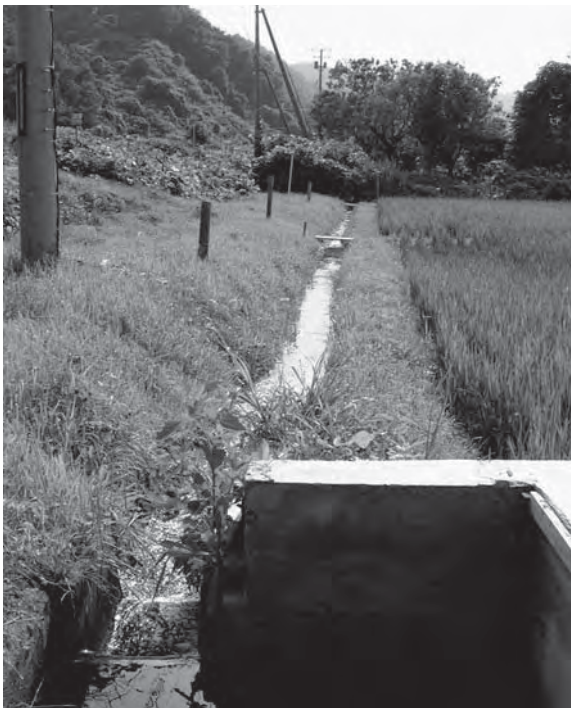

△江ノ島地区の素掘り用水路

新型インフルエンザ対策

長尾　文裕　議員

この8月に入り新型インフルエンザによる死者も出た状況の中、冬に向けて益々流行が懸念されるこの新型インフルエンザに対し、村はマスク等の購入を考えられているようですが、いざ発生した場合の迅速な対応について検討されているのか、お伺い致します。

藤澤村長

新型インフルエンザ対策にあたり、いざ発生した場合の迅速な対応策についてでございますが、感染拡大を防止することを最優先に対処しなければならないことから、村が関連するデイサービスや保育所については、新型・A型問わず1人でもインフルエンザが発生した場合は、休園あるいは休止することとしております。また、小・中学校につきましては、直接の学校管理者でございます教育委員会及び学校長等が学校医からの助言を受けた上で取り扱いについて判断することになっておりますが、感染が拡大する前に迅速な判断がなされるよう望んでいるところでございます。

なお、村内各事業所・入所施設については、それぞれの判断に委ねることとなっておりますが、特に入所施設につきましては、職員が罹患した兆候がある場合には、一週間程度は自宅待機するよう指示するとのことであります。

また、インフルエンザ発生に係る村内周知についてでありますが、マスコミ等を通じてインフルエンザに関する各種情報が提供されており、住民それぞれが感染防止に努めていることから、発生に関する情報提供を求めているかとは思われますが、個人情報保護の観点等から慎重に対処しなければならないこと、また、住民生活に混乱を招く虞があるため、感染予防に係る啓発活動を強化する内容をもって代えていきたいというふうに考えているところでございます。

発生時点での対応策は以上の取り進めといたしますが、島牧村の対応策といたしまして、まず最初に感染予防を積極的に進めることが肝要であろうと判断いたしまして、8月21日から、うしお通信による栄養補給、手洗い・うがいの励行、人混みを避ける、基礎疾患のある方への体調管理などを周知しております。

次に、啓発活動を強化することを目的に、8月25日には新型インフルエンザ感染予防及び医療機関受診時の注意などを記載したチラシの全戸配布を行い、また、役場、医療センター及び利用者の多い集会施設に手・指消毒薬の設置なども既に終えたところでございます。

併せまして、集団場面での感染予防における注意喚起を図る目的で、村内にあります各種施設を「入所系」、これは慈光園、柏光園、居住施設などでございますが、それから「通所系」、これは保育所、小中学校、デイサービス、元気センター、地域活動支援センターなどでございますが、それと「訪問系」、これはヘルパー事業、配食サービス、移送サービスなどでございますが、このように入所系・通所系・訪問系の3つに系統化し、関係機関と漏れなく情報の共有化を図ることができる

△教室に入る前に手洗いをする子どもたち（島牧小学校）

よう取り組んでいるところでございます。
　また、島牧商工会を通じて各事業主に対しましても村内感染拡大防止の観点から、職場で感染者が出た場合には村の方へ連絡いただくようお願いしているところでございます。
　また、診療所受診時における一般通院患者等への感染防止策といたしまして、高熱があり新型インフルエンザが疑われる症状のある方につきましては、受診前に診療所へ状態を伝えていただき、受診時間や診療所への入り口等の指示を受けてから受診していただくこととし、他の通院者との接触を出来るだけ未然に防ぐこととしております。
　以上が保健所等の指導の下、発生時点で対処する方策と既に村が取り進めております対応策でございますが、今後も住民の生命・健康を守るため感染防止に尽力して参りますのでご理解を賜りたいと存じます。

長尾議員

　この新型インフルエンザが流行し始めた頃は弱毒性ということで、随分報道されていたわけですけれども、昨日、道内でも新型インフルエンザによる死亡だろうという死者が出た状況の中、私以前、この新型インフルエンザではありませんけれども、インフルエンザ対策による車両の洗浄等、また、その場所へ入っていく規制、そういう場面に遭遇したことがあります。
　この新型インフルエンザがこれからどうなっていくのか、本当に予想もつかない部分であるわけですけれども、いたずらに村民の不安を煽ることは良くありませんけれども、予防から、いざ発生した場合の迅速な対応、また、いざ出た場合もそれ以上に拡大、流行していかないような、そのへんの対応をきちっと村側とすれば考えておいていただきたいと。
　今、長々と村長から答弁がありましたけれども、それはそれとしても、予防と、いざ発生した場合のそのへんの対応を真剣に検討されておきたいと、また、していただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願い致します。

教育問題

佐藤　伴則　議員

国も少子化問題が大きく注目され、衆議院選挙においても各党それぞれ環境整備や子育て支援に本格的に取り組もうとされておりますが、当村の教育環境の現状認識と今後の対応及び子育て支援について、どの様な施策を考えておられるか伺います。

目時教育長

　少子化に伴う児童生徒数の減少による本村の教育環境の現状認識と今後の対応、子育て支援についてのご質問かと思いますが、現在、小学校児童数は76名、中学校生徒数は38名となっております。今年度が前年度から児童生徒数が大幅に12名も減少したことは承知のことと思います。しかしながら、次年度からは10名を超える減少は無い模様で、年平均、単純に2名減で推移していく状況にあり、現在の状態が暫く続くこととなります。
　したがいまして、少人数によりきめ細やかな教育指導等がなされる反面、保育所から中学校卒業まで同じという人間関係が生じることにより、負の序列化意識、それによる競争意識の低下などが既に生じてきていると、ご質問者始め、多くの方が捉えている現状と同じ認識でおります。
　今後の対応としましては、まずは子供たちのためにという熱意を持って指導していただく教職員の確保は当然ですが、負の意識を払拭するには自分に自信を持たせることが必要でありますので、児童生徒それぞれの優れた部分をさぐり、そして伸ばすことが大切だと思います。そのへんをきちんと意識した指導を小学校から中学校へと進級していく中で、教職員の連携を基に構築していきたいと思います。
　また、競争意識の低下につきましては、今年度から情報通信網が整備されましたので、インターネットを活用した都市部の大規模校と接点を持ち、交流の機会を増やすことで刺激を与えることも一つの方法だと思います。新学習指導要領の移行期間により、授業時間調整等で時期的に直ぐにとはいきませんが、学校と協議しながら取り組んで参りたいと思っております。
　次に、子育て支援の施策ということでありますが、教育委員会が抱えておりますのは「放課後こども教室」と「ブックスタート事業」でありますす。そのことかと思いますが、放課後こども教室については、児童生徒のスポーツ活動が比較的活発に行われており

△楽しそうに学芸会の準備をしている子どもたち（島牧小学校）

ますことから、現在まで開設しておりません。ボランティアの確保等、実施するとなると色々な問題がございますが、今後、児童生徒数の減少によりスポーツ活動等が衰退した中で、児童生徒・保護者等のニーズがあれば、福祉課と連携をとりながら実施して参りたいと思います。また、乳幼児から絵本に親しんでもらうことを目的としたブックスタート事業は、乳幼児検診時に福祉課と読み聞かせグループの協力を得ながら実施しており、今後も継続して参りたいと思っております。

以上、ご質問の意に添えたかどうか多少不安ではありますが、私の考えを申し述べさせていただきました。

佐藤議員

子ども達がこれからそんなに極端に減っていかない中で、教育長として今後の教育関係の整備というものについてもお考えがあるようですけれども、ぜひ、実施をしていただきたいことが数点ございます。

まず、道立寿都高校に対する通学手当ですか、こういったものを今年、2割創設されましたけれども、他町村においては5割ですとか、かなり高額の支援をされているところもありますので、それらの検討をぜひ、よろしくお願いしたいということで、私が今回この質問をさせていただきましたのは、先般の経済対策の臨時特別交付金、この中において2回目の協議会を提案された時に、教育予算、バスについては裏補助がある金額を使って、次年度以降に検討されるということであったと思いますけれども、それはいいのですが、教育予算だけを大幅に削って農業対策に充てたような格好になったというのは事実だと思います。

教育長が今おっしゃるように、前向きに検討されるのであれば、確かに限られた予算でございますので一部どれかを落とさなければ、新しいものは付けられなかったわけですけれども、教育予算だけを落としたというところに、非常に私は残念な気持ちを持っておりまして、たまたまこの後、補正で出てくるものについては以前に戻っていますけれども、確かにお金の部分については村長部局が持っておりますけれども、基本的にあの段階で教育予算を削られたということについては、教育長もご納得をされたということでしょうから、今回任命をされまして、再議決を今求められているわけですけれども、ぜひ教育長として、教育に関する予算の獲得ですとか、そういったものについては、聖域という部分は今はないでしょうけれども、前向きに村長、副村長との協議の中において、そういった獲得については妥協しないでやっていただきたいなと思いますし、ここにも何名か、小学校の運動会の放送設備の件についてもご存知の方もいらっしゃいますけれども、ああいったものについては、やはり最低限必要な学校設備だと思いますので、これらも含めて十分、今後対応いただけるかどうか、再度ご返答をいただきたいと思います。

目時教育長

道立寿都高校の助成ということでしたが、これについては寿都町との話し合いの中で、このへんが妥当かということで今年やりました。今後どうなるのかと、いわゆる寿都高校に通う人達、寿都町内もそうですけれども減っていく中で、どのような形が望ましいかという部分では、これから更にその都度詰めていかなければ駄目なのかなと思っています。基本的には20％という部分ではなくて、出来る限りの幅は要望していきたいと、そのようには考えております。

2点目の教育予算の関係ですが、現実的には昨年、一昨年、それ以前3年程前、私が成る前ということも含めて考えますと、私が成ってから教育予算関係に関しては、ある程度守られていると、自分で

も思った以上に理解してもらっていると考えております。たまたま今回、交付金の関係で教育予算はちょっと流動的なのでという話は、当初からされていました。

その中で目立って、1度目減って、また復活したのですが、今年の当初予算を組む前の予算査定の中で、希望があがってきたものということで、今回それで落ちた部分を載せたという経過になっています。その内容についても学校に行って見ています。本当に駄目なものであれば買いましょうという判断の中で、落としたものが殆どでありまして、それが今回あがってきたと、そういう形の中で、ある程度の流動的な部分ではまだ見れるのかなと思っています。ただ今回、復活したということで、それらも学校のほうに話しまして、購入の優先順位等も検討しているところでございます。

そして放送施設、これについては2年程連続してトラブルがあったことはご存知かと思いますけれども、統合してからずっと、小学校、中学校、業者さんが半分は好意という部分もありまして、それを断ち切るという部分もなかなか難しいのですけれども、学校からも今回は放送施設ということで要望がありました。その時には、今のところは考えていないというふうなお話はしておりますけれども、常にこれは付いて回るのかなと思っています。そのタイミングを計っているという状況でございます。

佐藤議員

村の将来がかかっている子ども達についての対応ですので、教育長はもとより、村長もご理解の程をいただいて対応していただきたいと思います。

雇用問題

佐藤　伴則　議員

現在の村内における雇用環境に対する認識と今後の見通し及び対応施策について所見を伺います。

藤澤村長

村内における雇用環境に対する認識についてでございますが、本村は漁業・農業・水産加工業などの一次産業・二次加工産業を基盤に発展してきた経緯がございますが、平成12年度の国勢調査での産業構造は、就労者総数が1，084人で、漁業を主とする第一次産業から第三次産業へ就労層が移行する傾向にそれまでございましたが、平成17年度国勢調査では、就労者総数は897人となり、産業間での移行が鈍化する傾向が現われております。特に、建設業に占める就業者率は、平成12年国勢調査では226人で、約20％を占めておりましたが、平成17年度国勢調査では116人、約13％にまで減少しており、国の構造改革などに起因する公共投資抑制の影響を受け、雇用環境が改善する兆しは見えない状況に現在あるのかなというふうに考えるところでございます。

また、商工業者等につきましては、過去5ヵ年の推移を見ますと、高齢化あるいは後継者問題などから、8事業体が廃業・移転してございます。小売店の減少は地域における生活物資の調達に支障が出るなど、昨今の高齢化率の増嵩に鑑みると、身近にあった小売店等が消滅することは、生活の利便性を奪い、過疎化を更に進行させる要因になると危惧している次第でございます。

今後の見通しと対応施策についてでございますが、地域経済が潤うためには基幹産業であります漁業の振興はもとよりでございますが、事業規模の大きな建設業に対しましても、波及効果のある施策を展開しなければならないものと考えているところでもございます。

そのため、平成20年度の「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」では、社会資本関連整備事業に1億6百万円ほどの投資を行い、また、この度、補正予算においてご審議いただきますが、平成21年度には「地域活性化・経済危機臨時対策交付金事業」では1億1千7百万円ほどの投資を行うことと致しておりますほか、緊急雇用創出事業により臨時雇用の機会増大を図るなどの事業を行っているところでございます。

今後も雇用機会の増大に向けまして、国・道に対し、本村における社会資本整備事業の実施について強く働きかけて参りますほか、あらゆる機会を捉え雇用促進事業の実施について取り組んで参りますのでご理解賜りたいと存じます。

佐藤議員

具体的に今、あまりお考えが無いのかなというふうに、ご答弁を聞いて感じたのですけれども、今日の新聞にも漁業の就労が13％強でしたか、ダウンをしているというものも載っておりましたし、村長もご存知だと思いますが、今、国全体においての有効求人倍率も０．３％台と、かなり厳しい状況にあります。

そういった中ではありますけれども、これは世界的な不況含めて、日本も失業率が低かったのが今かなり多くなっていますけれども、逆に言って、そういう時だからこそ、思い切った自治体としての何か雇用創出が出来るような発想をしてみて、そういうことを計画してみる必要があるではないかなと思うのです。

先ほど、地域活性化臨時対策交付金１億４千万と、それから今回の経済対策の１億７千万というお話がありましたけれども、私はどちらかと言うと、広く浅くというお考えで、一部建設業等に対しては金額は大きかったですけれども、事業としてはあまり細分化されることによって、業者としてのメリットというのは、ちょっと少なかったのではないかなというふうに思いますので、今後ぜひ、藤澤村長のカラーを出して、思い切った雇用対策における経済対策をしていただきたいと思うのですけれども、そのへんのお考えをお伺いしたいと思います。

藤澤村長

極めて現在厳しい状況にある、本村のみならず、国内的に、むしろ世界的に経済情勢が非常に厳しい状況にあるというご指摘の中、私も全くその通り認識いたしております。

政治も日曜日の投票結果を踏まえまして、昨日未明の結果によって大きく変わった状況の中で、これからどのような状況が今後くるのかというのは、我々もまだ掌握し切れない部分がたくさんございます。

先ほどから申し上げております臨時交付金事業につきましては、当時、政府は３年間、何らかの経済対策をという形で、その途中でこういう状況になったので、今後こういったような事業が、どう創出されていくのかというのも見えづらい部分がまだございます。

いずれにいたしましても、こういう時期であるが故に、むしろそういうチャンスを活かすような対応というのは取れないのかという、ご意見ではないかなというふうにお聞きいたしておりました。

正直、思い切ったことも出来ればと思いつつも、非常に今まで疲弊してきた分の修復と言いますか、そこにやはり終始してきているのが実態でございます。今後の推移を見ながら、何かそういうような思い切った対応等が出来るような条件が出てきた場合には、議会のほうにもお諮りしながら考えていきたいなとは思っておりますけれども、なかなか実態として、それに伴うところの財源の創出の問題が非常に不透明な部分がございますので、現状としての在り方をご理解願いたいと思うところでございます。

△村内、本目地区で行われている建設工事

佐藤議員

ぜひ、よろしくお願いをしたいというのは、先ほどの教育問題にも関連するのですけれども、子ども達も高校等から今かなり出ていますし、寿都高校に通われても、その後就労する場所も無いということですし、出来れば村内で働きたいという希望を持っていらっしゃる子ども達もいらっしゃいますし、外に出ていっても今、労働環境が厳しいですから、就職等も厳しいわけでございまして、そういったものを逆に利用するようにして、村内に留まっていただく、また、外からも働きにきていただくような施策をぜひ考えて、村の将来のために努力をしていただきたいと思いますので、要望だけ申し上げて終らせていただきたいと思います。

住宅用火災警報器の助成

後藤　諭　議員

火災警報器について、地域活性化交付金の趣旨により、村内商工業者から購入した際は一世帯当たり５０００円を上限に助成することになり、大変良いことと思います

が、助成の方策があるとは思わず、すでに設置してしまった家庭についても何らかの方法で助成するべきだと思いますが、村長のお考えをお伺い致します。

藤澤村長

住宅用火災警報器等の助成についてでございますが、平成16年6月に消防法の改正が行われまして、これは施行されましたのは平成18年6月1日からでございますが、新築住宅では平成18年6月から、また既存住宅でも平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。この法律施行により、その後建築されました新築住宅はもちろんでありますが、既存住宅でも個人で負担して購入設置されている方は相当数おられるのであろうと推測しているところでございます。

しかしながら、火災警報器の設置につきましては、法令では寝室及び寝室のある階の階段と規定されておりますが、「岩内・寿都地方消防組合火災予防条例」では、居間や台所などへの設置につきましても推奨しておりますことから、すでに寝室等へ設置いたしました世帯につきましては、居間や台所にも火災警報器を設置することとして、今回の助成制度を活用していただければ、不公平感もかなり解消されるのであろうと考えるところであり、当面はその辺りを周知徹底するようなことで村民皆様の納得を得たいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

後藤議員

これらの既に付けてしまった方については、助成する考えは無いということですか。

藤澤村長

最初の濱野議員さんからのご質問の際も、再々質問でしたか、その時にもお答えしたところでございますが、まだ本事業は実施いたしまして1ヶ月半程度で、対象世帯の3割程度の申請状況となっております。

それと1つは、設置に対する呼び水としての事業の在り方、また、先ほど申し上げましたとおり、推奨されている設置箇所等に対しましても、より付けていただくことが可能になっていく等々のことでございますので、いずれにいたしましても現時点におきましては、今の補助の内容の在り方で、当面進めさせていただきたいと思うところでございます。

後藤議員

私が言っているのは、村長は当初、全世帯を付けるべく予算を組んでいるわけでしょう。既に付けている方は、そうしたらお金が余ると言ったら言葉が悪いでしょうか、余ってくるわけでしょう。それで今、村長が言うには、寝室や階段に付けてある、また、居間とか台所に付ける所があるのではないかという話をしていますけれども、今、この経済的に大変な時代に全部付ければ一番いいのですけれども、最小限度、法律上守られる、決められた部分に付ければいいという物の考えからすれば、最小限度の所に付けているのが今の状況だと思います。

ですから、少なくとも村外業者から買っている、村内業者から買った方もいるだろうけれども、自分のところに付けた住宅についてはオフトーク等を流して、配布等でもいいですけれども、既に付けられた方に一応、私はこういう所に付けましたという申請を貰って、職員が調査に行って、結果、そうしたらもう一つ台所に付けましょうという方は別としても、最小限度、法律で守られる部分であればこれでいいんだという部分については、やはり村長は再度考え直して、助成の金額をいくらとは言いませんけれども、いくらかの助成は不公平の関係からもすべきだと思います。

そのへん、きちっと答弁をいただきたいと思います。

藤澤村長

先ほども申し上げたところでございますけれども、現時点におきましては、あくまでも未設置の世帯、また、既に設置している世帯におきまして追加設置等の世帯に対する事業として、進めさせていただきたいと思います。

ただ、既に全部、設置した所に対するそのような補助制度は新たに創設しないのかという部分につきましては、現時点におきましては、「する」

「しない」の明快な答弁は控えさせていただきますが、今の事業を終了した段階で申請の内容を十分に精査し、最初に申し上げましたとおり、既に完全に設置されている世帯等がどのくらい村内にあるのか、そのことが最終的な今回の補助制度の実績にどれだけ影響しているのか、そういったこと等々を十分に検討した上で、初めて検討していく事業ではないかなというふうに現時点としては私考えておりますので、今、そのことを速急にやるべきであると、ご要望としては十分わかるのですが、現時点ではまだそこまでには至っていないことをご理解いただきたいと思います。

後藤議員

ちょっと要望ですけれども、出来れば付けた方々に、自分の所は付けていますという要望を出して貰って、役場が確認して、どのぐらい世帯があるのかを把握しながら、何らかの形で金額は別としても、助成を出来るような方法で村長は前向きに考えて欲しいと思いますので、要望して終ります。

△岩内・寿都地方消防組合では、住宅火災から犠牲者が出ないよう火災警報器の設置を呼びかけている。

意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。なお、紙面の都合で内容を要約して掲載しました。

意見書第1号 道路の整備に関する意見書

北海道は、全国の22％を占める広大な面積に１８０の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存にしており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤である。

高規格幹線道路から住民に密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、今後の道路整備は、国、地方などの適切な役割分担のもと必要な予算を確保するとともに、従来を超えるスピードをもって推進するよう国に求めるものであります。

意見書第2号 後志地域の実情等に配慮した道路整備に関する意見書

後志地域は、大都市・札幌市と、函館市など道南圏との中間に位置しており、道央圏と道南圏を結ぶネットワークを形成する上で、道内でも重要な位置にあります。

しかしながら、後志地域の道路事情は、骨格となる高規格幹線道路が未整備であり、道内の各圏域間との交流・連携強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保を図るため、高速道路の早期整備が最重要課題となっております。

したがって、後志地域の道路整備の実情を十分に踏まえた上で、引き続き道路整備に必要な予算を確保し、着実に道路整備が推進されるよう国に求めるものであります。

村議会 第3回 臨時会

平成21年第3回臨時会は、8月5日招集され、予定されていた補正予算に関する議案2件（地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象事業について補正）は、内容を精査する必要が生じたため、村長から撤回の請求があり審議に至らず、臨時議会は同日閉会しました。

撤回された議案

▼平成21年度一般会計補正予算（第3号）

▼平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

村議会 第4回 臨時会

平成21年第4回臨時会は、9月30日招集され、正副議長の選挙、議席の指定、常任委員の選任、議会運営委員の選任、一部事務組合議会議員の選挙を行い、決算認定6件、報告1件、議案3件、監査委員の選任、閉会中の継続調査を審議、医療体制調査特別委員会を設置し、同日閉会しました。

行政報告

藤澤 克 村長

■島牧沿岸における大型クラゲの出現と被害状況等

島牧沿岸における大型クラゲ（一般的にはエチゼンクラゲと呼ばれますが）の出現状況についてでありますが、本年9月中旬から本村沿岸にも出現し始め、9月22日から操業が停止状態になるほどの出現量となり、漁獲に多大な影響がでております。

被害の状況についてでありますが、特に秋サケ定置網漁においては大型クラゲにより網の目が塞がれるため網が潮流に流されアンカーが引き摺られるなどのトラブルが発生しております。このような状況になりますと網を開く（網を切る）などの対策を講じなければならず、漁獲量にも大きな影響が出始めております。

先般、9月25日には島牧漁業協同組合の要請により鉢呂衆議院議員を迎え、後志支庁の水産課職員等とともに現地視察を行い、併せてクラゲの除去方策について積極的な支援策を要望いたしました。

過去、平成18年の出現時期は10月でありましたことから、操業に支障があったものの漁獲量の大幅な減少はありませんでしたが、本年はサケ漁の最盛期である9月に出現することとなり、秋サケ漁の自主規制期間ともあいまって極めて憂慮すべき事態となっております。

つきましては、島牧漁業協同組合と連携し、有効な除去方策と財政支援策の確立について、関係機関へ強く要請して参りたいと存知ます。

審議した議案

決算認定

▼認定第1号～第6号

平成20年度各会計歳入歳出決算の認定

全議員による決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続調査（後日審議）とすることになりました。

補正予算

▼平成21年度一般会計補正予算（第4号）

光ネットワーク備品購入、簡易水道事業特別会計繰出金他について補正。

1，941万6千円追加

◎全員賛成で原案可決

▼平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

むき身ウニ出荷停止賠償金、第一栄浜地区水源施設改良工事他について補正。

502万5千円追加

◎全員賛成で原案可決

報告

▼平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体財政健全化法の規定により監査委員の審査意見を付して報告。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字になり、実質公債費比率は12．8％、将来負担比率は37．4％でいずれも早期健全化基準をクリアしました。

委員長 中田仁史
副委員長 後藤 論

その他議案

▼損害賠償の額を定める

第一栄浜地区飲料水でクリプトスポリジウムが検出されたため、むき身ウニの出荷を停止、その損害を賠償。

損害賠償額

11万4，240円

◎全員賛成で原案可決

▼監査委員の選任

任期満了に伴う監査委員（議会選出）の選任について、瀬戸川豊氏を選任するため、議会の同意を求めるもの。

◎全員賛成で原案同意

▼医療体制に関する調査

医療体制について調査するため、全議員で構成する医療体制調査特別委員会を設置して、閉会中の継続調査とすることになりました。

委員長　長尾　文裕

副委員長　髙島　紀彦

▼閉会中の継続調査

総務社会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とすることになりました。

新しい議会構成

一般選挙後の初議会は9月30日招集され、正副議長、常任委員、議会運営委員、一部事務組合議会議員などの議会構成が次のとおり決まりました。

議長

議　長　**佐藤　伴則**

当選４回　47歳

議長就任にあたって

この度、改選後の初議会において、議員各位の温かいご推挙により、議長に就任いたしました佐藤伴則でございます、宜しくお願いいたします。

新しい議会構成は再選議員7名、新任議員1名です。新任議員の新鮮な感覚を加えて、今まで以上に活発な議会活動が行えるものと考えています。

さて、依然として深刻な経済不況が続く中、当村にあっては医療体制の確立を始め福祉医療施策の充実、教育や住環境の整備、水産業、農業、商業及び観光が一体となった産業振興、建設事業の確保等、将来に向けて島牧村が乗り越えなければならない課題は山積しています。

子どもに夢を、若者には就労の場を、そしてお年寄りには生きがいを、明るく安心して暮らせる地域社会の形成を目指して、議会及び議員みずからが二元代表制下の受け身の姿勢から脱却し、議会の自己改革により村民皆様にとって更に身近な存在となる為にも、情報公開と住民自治確立に向けて、議会基本条例等の制定を積極的に取り組み、活力ある議会運営を行ってまいる所存です。

村民皆様の絶大なるご協力をお願いいたしまして、議長就任のご挨拶といたします。

副議長

副議長　**長尾　文裕**

当選４回　52歳

常任委員会

総務社会常任委員会

委員長　**後藤　　論**

当選４回　64歳

副委員長　**佐藤　清司**

当選１回　53歳

産業建設常任委員会

委　員　佐藤　伴則
当選４回　47歳

委　員　中田　仁史
当選６回　54歳

委　員　瀬戸川　豊
当選２回　52歳

委　員　髙島　紀彦
当選３回　52歳

委　員　瀬戸川　豊
当選２回　52歳

委　員　佐藤　清司
当選１回　53歳

副委員長　髙島　紀彦
当選３回　52歳

委員長　濱野　勝男
当選４回　65歳

●議会運営委員会
委員長　濱野勝男
副委員長　髙島紀彦
委　員　佐藤清司
委　員　後藤諭
委　員　中田仁史

●一部事務組合等議会議員
南部後志衛生施設組合
議員　長尾文裕
南部後志環境衛生組合
議員　後藤諭
岩内・寿都地方消防組合
議員　髙島紀彦
後志教育研修センター組合
議員　瀬戸川豊
後志広域連合
議員　佐藤伴則

●議会選出監査委員
議員　瀬戸川豊

委　員　長尾　文裕
当選４回　52歳

委　員　中田　仁史
当選６回　54歳

気軽に 議会を傍聴してみませんか。

◇定例会は、年４回開かれます。
（３月・６月・９月・12月）

◇臨時会は、必要に応じて開かれます。

★お問い合せは、議会事務局まで。（電話75－6211）★

議会　日誌

自 平成21年７月
至 平成21年９月

［７月］
２日　国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会及び要望会　（小樽市、札幌市　中田議長）
13日　参議院議員 中川義雄政経セミナー　（札幌市　中田議長）
14日　例月出納検査
　　岩内・寿都地方消防組合議会　（岩内町　髙島議員）
16日　後志町村議会議員パークゴルフ大会　（余市町　伊藤副議長）

［８月］
３日　宮本とおる岩宇・南後志総決起大会　（岩内町　中田議長）
５日　第３回村議会臨時会、全員協議会
20日　例月出納検査、決算審査、財政健全化審査
24日　全員協議会
25日　議会運営委員会
27日　後志町村議会議員研修会　（倶知安町　中田議長他）
28日　南後志老人クラブゲートボール交流会　（改善センター　中田議長）
31日　後志広域連合議会　（倶知安町　中田議長）

［９月］
１日　第３回村議会定例会
３日　敬老会　（改善センター　中田議長他）
８日　村議会議員選挙告示
13日　村議会議員選挙投票日
14日　村議会議員選挙当選証書交付式
15日　例月出納検査
30日　第４回村議会臨時会、議会議員会臨時総会

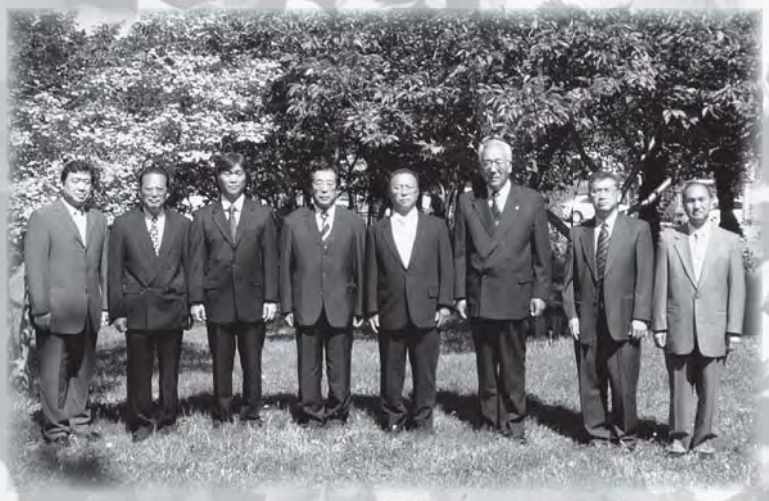

△当選証書を受取り、決意を新たにする。

議会の動き（常任委員会の体制）

広範多岐にわたり、しかも専門化していく村の事務を合理的・能率的に調査し審議するため、議会は内部機関として、部門別に二つの常任委員会を設置しています。

９月13日に執行された村議会議員選挙から、議員の定数は１人減じ８人になったことに併せ、各常任委員会の委員定数を見直し、総務常任委員会の委員定数を４人から６人に、産業建設常任委員会の委員定数を５人から６人にそれぞれ改正し、４人の委員が重複して他の常任委員会に所属することで、各常任委員会の調査・審議体制を強化しました。

今後予定している各常任委員会の活動は、それぞれの所管に関わる事項を現地及び書類等で調査を行い、調査結果は12月議会において各委員長から報告し、村の様々な施策に反映させていきます。

編集後記

■議会広報「かりば129号」をお届けします。

本号では、９月１日に開催された村議会第３回定例会の審議内容、一般質問及び議会改選後の９月30日に開催された第４回臨時会で決定した議会構成を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。

■「地域主権」が進むと地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大し、皆さんを代表して意思決定する議会の責務と役割は益々重大になります。

９月の一般選挙から議員定数が８人になりましたが、活発な議会活動を通じて住み良い島牧村の実現のため最大限の努力をして参ります、今後ともより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

■議会広報が皆さんに届く頃は秋鮭漁が終盤を迎える時期かと思います、今年の漁獲予想は20年来の不漁と聞いていますが、何と云っても秋鮭漁は島牧の大宗漁業の一つです回復することを願っています。

議会広報　かりば
No.１２９
平成21年10月26日
発行・島牧村議会
編集・議会広報編集委員会